令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、長久手市補助金等交付規則（昭和６０年長久手市規則第６号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付目的及び対象者）

第２条　この補助金は、介護支援専門員の業務負担軽減の取組を支援するため、その経費を負担した市内の居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護予防ケアマネジメント事業所を対象者（以下「補助事業者」という。）として補助金を交付することにより、地域のケアマネジメント提供体制の確保に向けた対策を行うことを目的とする。

（補助金の基準額、対象経費及び対象期間）

第３条　この補助金の基準額、対象経費及び対象期間は別表のとおりとする。

（補助金の額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

⑴　別表の項目毎の基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

⑵　前号により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額（補助率：１０／１０相当）とする。

（交付の申請）

第５条　この補助金の交付の申請は、交付申請書（様式第１号）に関係書

類を添えて、別に定める日までに市長へ提出するものとする。

（交付の決定通知）

第６条　市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、交付決定通知書(様式第２号)により、補助事業者に通知するものとする。

（変更交付申請）

第７条　この補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、変更交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長へ提出するものとする。

２　市長は、前項の規程による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において変更の交付の決定をし、変更交付決定通知書（様式第２号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第８条　補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合には、交付決定の通知を受けた日から３０日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　この補助金の実績報告は、様式第３号による実績報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに市長へ提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金確定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１１条　前条の規定による補助金の交付確定を受けた補助事業者が、補

助金の交付を請求しようとするときは、様式第５号を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第１２条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

⑴　事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の１０％以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

⑵　事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

⑶　事業を中止、又は廃止する場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。

⑷　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

⑸　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、様式第６号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長へ報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

⑹　補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

⑺　補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び愛知県の負担又は補助を受けてはなら

ない

（委任）

第１３条　この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１１月１１日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。

別表（第３条関係）

１　基準額	２　対象経費	３　対象期間
居宅訪問時の同行支援 ３０分未満の同行支援１回につき ２．５千円 ３０分以上の同行支援１回につき ４千円	介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費（人件費、交通費等）	令和８年４月１日から令和９年１月１５日まで

様式第１号（第５条及び第７条関係）

年　月　日

長久手市長　殿

（申請者）住　所
事業所名
代表者名

令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金の（変更）交付について（申請）

このことについて、次のとおり補助金を（変更）交付されるよう関係書類を添えて申請します。

１　交付申請額　　金　　円

２　明細書（別紙１）

３　その他参考となる資料

別紙１　明細書

１　介護支援専門員の安全確保対策やハラスメント対策のため、利用者宅に複数で訪問する場合の経費

対象経費	積算根拠	金額
人件費※１		円
交通費※２		円
その他		円
合計金額（a）		円

※１　訪問先の滞在時間以外の移動時間に係る経費も含む

※２　同行者に対し人件費とは別に事業所が交通費を負担した場合

２　基準額の積算

３０分未満の同行支援	回×２，５００円	円
３０分以上の同行支援	回×４，０００円	円
基準額（b）		円

３　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

寄付金その他の収入額	円
総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(c)	円

４　交付申請額

選定額（(a)と(b)とを比較して少ない方の額）と(c)とを比較して少ない方の額	円

様式第２号（第６条及び第７条第２項関係）

第　　号
年　　月　　日

様

長久手市長

令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金（変更）交付決定通知書

年　月　日付で交付申請のあった令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金については、下記のとおり交付（不交付）することに決定します。

記

１　補助金等の額　金　　円

２　補助金等交付の条件は、次のとおりとする。

⑴　補助金の対象となる事業の内容は、先に提出された（変更）交付申請書記載のとおりであること。

⑵　この補助金の取扱いについては、令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金交付要綱の定めるところによる。

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

長久手市長　殿

住所
事業所名
代表者名

令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金の実績報告について（報告）

年　月　日付の　長寿第　　号で交付決定を受けた令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

１　補助金精算額　　金　　円

２　明細書（別紙１）

３　その他参考となる資料

様式第４号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

長久手市長

令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金
確定通知書

年　月　日付で実績報告のあった令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

1　補助金の額　　金　　円

様式第５号（第１１条関係）

年　　月　　日

請求書

長久手市長　殿

所在地

事業所名

代表者名

下記のとおり令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金を請求します。

記

１　事業名

令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業

２　請求金額

金　　円

３　振込先

	銀行・信用金庫・農協	本店　・　支店
口座番号	普通　・　当座	
フリガナ 口座名義人		

様式第６号（第１２条関係）

年　　月　　日

長久手市長　様

住所
事業所名
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け長寿第　号により交付決定があった令和８年度長久手市介護支援専門員業務負担軽減支援事業費補助金について、要綱第１２条第１項第５号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額

金　　円

５　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。